

## 9 一部事務組合等

### 基本的な考え方

- 特別区が担う事務は、各特別区において実施することが原則です。
  - 公平性や効率性、専門性が特に必要な事務については、一部事務組合等により特別区が共同して行います。
- ※一部事務組合とは、複数の地方公共団体が、事務を共同して処理するために設ける地方公共団体のことです。

### 一部事務組合で実施する事務

- ・介護保険事業
- ・民間の児童養護施設等の所管（設置認可、指導、助成等を含む）
- ・システム管理
- ・施設管理（障がい者スポーツセンター、中央体育館、泉南メモリアルパーク など）
- ・財産管理（処分検討地の管理・処分 など）

## 10 大阪府・特別区協議会(仮称)

### 基本的な考え方

- 特別区と大阪府、特別区相互の間の連絡調整を図るために設置します。
- ・東京の都区協議会を発展・充実させ、特別区の考えがより反映される「特別区重視」の仕組みを構築します。
  - ・合意による運営を基本としますが、協議が不調となった場合には、第三者機関(学識経験者、弁護士等)が双方の意見を聴いたうえで調停を行う仕組みを整えます。

### 大阪府・特別区協議会(仮称)のすがた

基本メンバー	淀川区長	協議事項	①特別区と大阪府の事務に必要な財源の配分に関すること
	北区長		②財産・債務に関すること
	中央区長		③特別区と大阪府の事務の分担に関すること
	天王寺区長		など
	大阪府知事		

## 11 特別区設置に伴うコスト

### 基本的な考え方

- 特別区庁舎は既存庁舎を活用するなど、設置に伴うコストをできる限り抑えています。
- ・特別区の庁舎について、区域内の既存庁舎を活用してもなお執務室の不足が生じる特別区(淀川区・天王寺区)は、不足分について現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を活用します。
  - ・なお、特別区の設置に際して新たな庁舎の建設は行いませんが、将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではありません。

### コストの試算(特別区分と大阪府分の合計)

	項目	金額(億円)
イニシャルコスト	システム改修経費	182
	庁舎整備経費	46
	移転経費、街区表示変更経費等	13
	合計	241
ランニングコスト	システム運用経費等	30

※今後の社会経済情勢の変動等で、試算数値は変動

### ◀庁舎経費の負担を調整する仕組み▶

- 現大阪市本庁舎(中之島庁舎)を含め、庁舎を賃借する場合の各特別区の負担を調整します。(その仕組みは今後検討)
- 将来の庁舎整備に係る財政負担については、特別区設置後の最初の整備に限り、その一部について財政調整により財源を配分します。

## 12 特別区設置の日

### 基本的な考え方

- 住民サービスを確実に提供できるように十分な準備期間を確保します。
- 住民サービス(住民対応窓口)への配慮、住民サービスの提供に欠かせないシステムを安全に移行する観点を踏まえ、4日間以上の閉庁日を確保します。

左記を踏まえ、特別区設置の日は、**2025年(令和7年)1月1日**

### 特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

- ◆協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**
- ◆住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。**

特別区制度(案)についてはこちら



これまで発行した協議会だよりについてはこちら



協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355

大都市制度(特別区設置)協議会

検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-9503 FAX番号06-6202-9355)